



「新型コロナウイルス対策による猶予措置等」

●労働保険料等の猶予(災害猶予の場合)

主な要件 ※次のいずれの要件も満たすこと

全積極財産の20%以上に損失を受けたこと

上記損失を受けた日以後1年以内に納付するものであること

申請書が提出されていること

●厚生年金保険料等の猶予(納付猶予の特例)

主な要件 ※次のいずれの要件も満たすこと

令和2年2月以降の任意の期間(1ヵ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること

一時的に納付を行うことが困難であること

猶予の効果(上記2点と共通)

令和2年2月1日～令和3年1月31日までに納期限が到来する保険料等が対象

担保の提供は不要で、延滞金もかからない

特例猶予を受けることができる期間は猶予を受ける労働保険料等ごとに納期限日の翌日から1年間

新型コロナウイルスの感染拡大を阻止するため、またその影響による経済活動を支援するため、現在、様々な行政の救済措置がとられています。

①労働保険料等の納付猶予

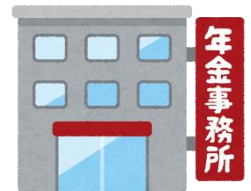
労働保険料等の納付猶予には、「災害による猶予」の他に、「通常の納付猶予」「換価の猶予」があります。「災害による猶予」の主な要件は左図のとおり。災害による猶予を受けることができない場合等であっても、一般猶予を受けられる場合があるので、諦めずに労働局へ問い合わせてみてください。

なお、本年度の労働保険料等の申告・納期限は、令和2年8月31日まで延長されています。

②厚生年金保険料等の猶予

令和2年2月以降の任意の期間において、事業等に係る収入が20%以上減少していることが要件ですが、20%に満たない場合でも今後の見込みなど、総合的な判断が行われることから、管轄年金事務所へ問い合わせることにより納付猶予の特例が認められる場合があります。

既に、国税、地方税、労働保険料等について、納付猶予の特例が許可されている場合は、許可を受けている通知書を添付することで申請書の記載を省略することができます。



事務所日誌



■4月の事務所の活動

- 13日 ZOOMを使った2回目の早朝読書会を開催
- 14日 井原商工会議所にて働き方改革相談窓口対応
- 21日 ZOOM読書会を開催
- 29日 笠岡市内にて企業内研修講師を務める

■編集好奇

▼梅雨の季節になると洗濯物が乾かないので、コインランドリーを利用する機会が増えます。いつもより洗濯代がかかりますが、なぜかコインランドリーだと本をじっくり読むことができるので、楽しい面もあります(YS)

●当事務所の人事評価者研修ご受講の感想

先日、人事評価制度を作成させてもらった企業さまで、人事評価者研修の講師を務めました。研修の感想を紹介させていただきます。

「評価する際に、評価の重視する点が人それぞれバラバラになっており、イメージや期間外の行動なども入ってしまっていました。これでは、評価内容が、評価する人によって差が出てしまうところでした。」

今回の研修で、私も含め評価者全員明確になったと思います。」

